

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の  
認可申請に関する面談 (5-17)

2. 日時

令和4年1月13日(木) 10時30分～11時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、  
有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職、  
吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所担当部長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	定刻になりましたので本日の面談の方を始めさせていただきます。
0:00:09	本日の面談は、
0:00:13	令和3年2月15日付で申請がありました。
0:00:16	原子燃料工業株式会社熊取事業所の設工認第5次申請につきまして、
0:00:23	事実確認を行うものでございます。それでは規制庁の方から、質問事項の方をお願いします。
0:00:33	野村です。えっとですね、いくつか質問させていただきます。
0:00:39	まずですね、1223-11の更問です。
0:00:43	熊取さんはですねC-SGという規格を使ってですね、配管のですね、応力解析で計算をしているということなんですけど、これですね規制庁側で、過去の認可の実績がない。
0:00:59	と考えておまして、とですね、そちらの方でですね過去にですね認可に。
0:01:04	使用した実績があればそれを示してください。
0:01:08	実績がない場合はですねこちらの方で実績のある指針ですね。
0:01:13	例えば、建築設備耐震設計施工指針。
0:01:17	等に対してですね保守性があるかどうか、或いはですねこのCSという規格を用いる場合の妥当性ですね。
0:01:25	本当にこれでいいのってということについて説明してください。
0:01:29	特に50A以下の配管に関しては、御社からすでにいただいた資料によると、支持構造物は計算しているけど、配管本体は、
0:01:40	見ていないと。その理由はアメリカのどこかの何かで、50A以下の配管は十分な可撓性があるから大丈夫だということ。
0:01:50	なんですけどまた、私どもとしては、
0:01:55	50A以下の配管でもう全く応力を見ていないっていうのは、
0:02:00	それでいいのかなと思うところがあってアメリカ何かを参照しても、
0:02:05	本当にそれを参照していいのかなというのがあります。
0:02:09	50A以下細い配管は十分な可撓性があるということは十分、
0:02:14	SHOEIわかっているんですが、じゃあどこまでスパン伸ばしていいよとかいうのがありますので、無無制限に、
0:02:23	もうすなんかそう言え、無制限にスパン伸ばしてそれをこちらでOKするという、ちょっとそれはできないなというふうに、
0:02:30	考えております。
0:02:32	この点についてどうでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	原子燃料工業の上村でございます。コメントの件ですねまずちょっとそもそものC-SGをテーマ適用することの妥当性というところでございますけれども。
0:02:49	基本的にですねC-SGですね他にもつつ、配管の設計手法としましては発電所で使われてますJEAG4601。
0:02:59	等耐震施工指針ですね、ございますけれども、これらは基本的な考え方としては、梁のモデルですね、田原の田上モデルをベースにした応力評価に基づく、
0:03:14	評価をやっていると。これに基づいて標準支持間隔、限界応力に耐える、梁の長さを定める標準時間が5という形でやられているということで基本的にC-SGそのものが、
0:03:28	他の規定を、
0:03:31	指針とかですねそういったものと見比べてもですね、原則同じ議論を使っているというところは、まずご理解いただきたいなというところが一つ。あとですねただ、ちょっと先ほどお話行ってきました建築設備の耐震設計施工指針の方で、
0:03:47	示されてる標準支持間隔っていうものがございますけれども、これ引用されてるものとしては公共家公共建築工事標準仕様書ですとか、あと同じく空調、
0:03:58	調和衛生工学会の空気調和衛生設備工事標準仕様書、これはCSSっていうやつなんですけれども、そういったものが標準支持間隔として引用されてます。
0:04:10	このCSSの方に関しましては、もともとこの標準支持間隔ですね、これ工事標準仕様書として出てきてるもので、評価の基の源流はですねC-SGに基づいていると。
0:04:23	ということがこのCSSの中にも書かれています。今回その標準工事の標準仕様という形でですね、細かいその応力評価を1個1個やらずに済むようにですね。
0:04:35	定型化して、ある程度保守的な設定とかですねそういったものを考えて、配管サイズに応じて標準支持間隔をディスクリートに決めているような格好。
0:04:47	にしているというふうに理解しています。従いまして設備建築設備耐震施工指針もですね源流としてはC-SGとかが、元になっているというふうに我々としては解釈していると。
0:04:58	いうところでございます。なぜちょっと建築設備耐震施工指針をそのまま適用しないかというところに関してはですね、今回加工施設ですと
0:05:11	耐震重要度分類ございまして、適用する加速度、変わってきますこれは設置階によっても変わってきますけれどもそういった加速度の条件が、一般の建築設備等の施工指針で求めているような一律の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	条件とはちょっと違うところっていうところとかですね、あと今回、ナカノ、今回廃液配管、ございますので、
0:05:36	単純な水よりちょっとウランを含むということで、比重をちょっと多く取っとるような内部の流体ですね、そういった重量をちゃんと見込んだりとか、そういったちょっと適切な諸条件をですね見込むために、
0:05:52	単純に建築設備、すいません。耐震施工推進の方ですね、で決めている一律のものではなくてですね、ちゃんと耐震重要度分類等に応じた設備の特殊性とかそういったところに応じた評価をするということで、
0:06:08	現状に立ち返ったC-SGという応力評価をベースに今回計算していると、いうことが今実態のところでございます。
0:06:18	今回の標準支持間隔、設工認の方にも示させていただきますけれども、耐震施工指針等見比べましても、
0:06:28	耐震の指示の間隔ですね、については耐震施工指針よりも厳しくなっているところをご確認できるかなというふうに考えております。まずこれがC-SGのところのご説明です。
0:06:41	あと5人以下の配管の取り扱いなんですけれども、ちょっとこちらについては原子力施設における適用実績っていうのはちょっと我々としてもまだ見つけ来てないところございますけれども。
0:06:51	やはりちょっとここは米国とかの扱いにもなるんですけれども化学石油プラントとかですね、そういったところで適用されてる指針、こういったところに基づく
0:07:02	関係に基づいて、耐震措置を浄化するような規定というものがありますので、ちょっとこの辺の実績等をちょっと示させていただきたいなど。
0:07:12	いうふうに考えてます。今回は50A以下の配管ということで、一応、
0:07:18	単純に一律50A以下ではなくてですねあくまで、第3類に限って一般産業施設の耐震性を求められる程度の、
0:07:29	ものに対して限った適用ですので、一般産業として先ほどしお話しした各請求プラントですとかそういったところの実績をそのまま適用してもいろいろよろしいのかなというふうに考えております。
0:07:43	以上でございます。
0:07:47	規制庁野村です。ですね、おっしゃったことは概ね言いたいことはわかります。ちょっとまずですね文書で回答して欲しいのは、123類等を
0:08:00	ですね以前もらった補足資料12311という表で50Aを超える配管以下の配管というのがあってその関係ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:10	おそらく、12 類の配管はすべて 50Aを超える配管、C-SGの 50 を超える配管の手法でやってるんじゃないかと、3 類に関してはこのC-SG通りで 50Aを超える配管はこの通り 50A以下の配管はこの通り。
0:08:26	にやってるとい、そう思うんですがそれちょっと明記していただきたいということ。
0:08:33	ですね 50A を超える配管は確かにですねこの製主治医というのと、建築設備耐震設計施工指針、ほとんど同じだろうということは私の方わかってる。
0:08:44	ということですが問題は、おそらく 3 類の 50A 以下のところで、今探してもらってるところ。
0:08:51	ですね、この御社からの回答、補足資料 123 の 1 の回答によると、50A 以下の配管は、
0:08:59	支持構造物だけ計算してますよということなので、
0:09:06	ちょっとそれはですねもうちょっと説得力ある資料が欲しいということ。
0:09:11	ですね。はい。
0:09:13	何かございますか。
0:09:16	原燃工カミムラでございます。コメント趣旨承知いたしました。50A の配管ですね確かに標準支持間隔を適用しないというところはあるんですけども無尽蔵に延ばしていいというふうには我々も当然、
0:09:30	考えていないところでございます。で、ある程度やっぱりその支持構造物の大きさとかにもですねやっぱり限り、設置の場所とかですね。
0:09:39	それは支持構造物大きくすればするほど、長いものを支持できるということで、長くできてしまうんですけども、現実的にはもう 10 メートル前後ぐらいが限界かなというふうには考えております。ちょっとこの辺のキャップといいますか、上限の考え方とかですねこの辺について
0:09:59	もですね、ちょっと検討させていただきたいというふうには考えております。
0:10:05	以上でございます。
0:10:07	規制庁野村です。ですね、50A 以下で 10 メーターって、かなりすごいと思うんですよ。この場合ですねは法律的にはおそらく 10 メーターでもぶらぶらするだけで、いけるかなと思うんですけど。
0:10:21	不その副作用、副次的な影響、例えば周辺のものにぶつかってガンガンだつてですね、何か問題起こすとか、10 メーターの配管がさすがにぶらぶらすると、やっぱりちょっとサポートのボルトとかは抜けじゃないのみたいなのがあるので。
0:10:36	ちょっと 10 メーターという意見はどうかかなあと思いますけどね。どうですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	原燃工カミムラでございます。ちょっと先ほど 10メートルというお話をさせていただきましたが、C-SGの中の方にはですね、10メートル程度、先ほどの 50A 以下の規定があるんですけども。
0:10:56	10メートル程度を目安にっていう、最大ですね最大 10メートル程度の目安にといった、記載はちょっとありますのでちょっとそういったところで今、お話をさせていただきました。
0:11:06	以上です。排気ステーションの鉛直配管のね延長 70メートルでも問題ないのかもしれないけど水平の場合は、次、自重で結構たわんちゃうから、どうなのかなってあんですけどちょっとその辺をお願いします。
0:11:22	原燃工カミムラでございます承知いたしました。
0:11:26	規制庁の吉村です。ちょっと今、これに関連して、
0:11:30	これ一も前からちょっとたびたび引き合いに出てるんですけど
0:11:36	いわゆる建築設備耐震設計施工指針で、
0:11:41	いわゆる自重指示に対する要求っていうのが、
0:11:48	各配管の口径に対して要求されてる表がありますよね。
0:11:55	私これは衛生設備工事標準仕様書から持ってきたのかなと思ってたんですけど。
0:12:01	これ、建築設備の方に出てるやつは、重心に対しては、例えば 40A 以下だったら、
0:12:11	2メートル。
0:12:12	2メートルで規定されてますよね。これ自体はおそらく食う。
0:12:17	一般の公共建築ですね、胸部痛の。
0:12:22	仕様書なんかでも基本的に最低の支持間隔という形で、
0:12:28	この表に従ったものが要求されたと思うんですが、
0:12:32	これは特に準用しない。
0:12:35	意図すれば、これに代わるものとして 17 に対して何らかの、
0:12:41	確認評価っていうのは行ってるんでしょうか。
0:12:48	燃交カミムラでございます。当社のですね、もともと耐震更新とか工事共通仕様書等で書かれてる自重支持間隔なんですけれども、これ。
0:13:00	はですね基本的につりボルトとか、そういった一本物で、ずっと配管をするような、自重だけを支持するようなものをさしています。
0:13:10	さらに耐震支持と、3倍以内で取りなさいと、耐震施工指針っていうのは、耐震指示というのは横尾ふれの振れ止めの、
0:13:21	指示という形が規定されてます。従いまして自重指示とですね横振れの指示というものに対してはそれぞれ別々の機能を持って、要求されていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:35	いうところでございます今回ですね当社で設けている支持構造物についてはですね、基本的には形鋼による支持をしますので、
0:13:46	これはもう、鉛直の指示とですね水平の指示、両方兼ねたものになっていますので、評価上はですね、鉛直の支持の部分についても評価がされるような格好になるかなというふうに考えています。
0:14:02	以上でございます。
0:14:09	吉村です。ちょっとCG市の形態によって受注だけ受ける部分と耐震支持になっている部分が、確かに区別されてると思いますが、
0:14:21	ちょっと今ご説明で
0:14:25	ある程度理解できた部分あるんですけど、ちょっと事例を基にですね、ちょっと、ちょっとやっぱりさ、先ほど野村の質問と同じ、プラスみたいなんですけどちょっと事例でやっぱり説明をし、していただきたいと思います。
0:14:45	燃交カミムラでございます。す。
0:14:49	承知いたしました。ちょっと検討させていただきます。以上です。
0:14:55	規制庁野村です。次の質問なんですけど、今の質問に絡んでいるんですけど。
0:15:01	この配管のですね、計算結果をですねちょっと出していただきたいということなんですけどピックアップして。
0:15:11	発生応力が比較的大きくなるですね、配管と支持構造物。
0:15:17	のですね耐震計算のある程度の詳細ですね、結果的にどういうレイアウトで、サポートをつけるかっていうそういう配置図を、
0:15:27	示して欲しいんですね。やはりちょっと現物見ないといけないな、現物というか、まず見ないといけないなと思ってますので。
0:15:34	これですね、1類に減る3例で1つか二つかちょっとわかんないんですけど。代表的な
0:15:42	根井も、最もクリティカルになるものをに関してやって欲しい。
0:15:48	ということですね。サポートの、いくつか種類があるんでしょうけど、どういうものを使っていますかということですね。マボルトどんなので止めてんですかみたいな。
0:15:59	その辺のことも説明して欲しいということです。いかがでしょうか。
0:16:06	原子燃料工業カミムラでございます。ちょっと1点、先ほどちょっとコメントの中にですね配管能力評価というふうなお話が
0:16:17	あったんですけども、今回もともと標準支持間隔法っていうのはですね許容力をベースに、配管が持つ長さっていうものを規定してそれ以内に収まるように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:30	配管の長さを決めているという格好になりますので、配管の応力、実の実スパンで言ったらいいんですかね。実際の施工するスパンでの応力の評価っていうのはやってはいない。
0:16:43	ところはあるんですけども、逆に標準支持間隔に近ければ近いほど、検定比は、教育長用地に対しての検定比になりますけれども。
0:16:56	いい位置に近づいていくような格好になるかなというふうに考えてます。ちょっと応力配管の方についてはですねなかなかちょっと個別にこれが厳しいという言い方がちょっと難しいんですが、
0:17:08	ちょっとこの辺はまずいってこの辺いかがですか。
0:17:12	ノムラですそうですね代表的なものを決めてそれ以下のスパンでっていうことなんで、そしたら、そういうそのピッチというか、スパンの計算の詳細。
0:17:24	ですので、12類はおそらくいいんでしょうけど3類は50Aかと50A以上とを超えると、二つのパターンやってんでしょうか3類は二つの種類。
0:17:37	に関して紹介していただきたいということです。
0:17:40	いかがでしょうか。
0:17:43	原燃工カミムラでございます承知いたしました。あと支持構造物についてですけども、支持構造物の形状についてはですね、こちら設工認申請書のほうも、
0:17:55	3323 ページの方に、支持構造物の代表例という形で、パターンを今示して、させていただいております。
0:18:05	ちょっと先方関係はですねいろいろ場所によって変わってはくるんですけども、大本の括弧としてはですね、3300
0:18:17	23 ページの図 1 ですね、2、示させていただいてます。
0:18:24	こういった形状を代表にさせていただいてます。ちょっと今ご覧になれてますでしょうか。
0:18:31	藤はい野村です今見てますけど、漫画チックななんですよ。
0:18:38	そうですねわかりますけど、例えば具体的にどうこう、どういう、どういうことでこちらに講座使ってるかっていうのも、
0:18:50	その計算で挙げた、その配置で挙げた図面のものに関して何かこう、V幾つとか、
0:19:00	アングル幾つとかN50 とかなんかそういうことを書いて欲しいですね。
0:19:08	燃交カミムラでございますちょっといろいろなパターンありますんですけどすべてというわけにはなかなかいかないんですけど代表例という形で、何個か示させていただきたいと思います。基本的にはですねここに図に示させていただいてます通り、基本的な方ですね主にえる一アングルですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:26	山県校の方で釣ってるような、下形を作っているような格好ですね、基本的にこの配管に対してですねこの方高野方がですね十分強いので、
0:19:39	実際こういった支持構造物だとですね、
0:19:44	部材そのもの、形鋼そのものの検定比っていうのはかなり小さくなります。どちらかというですねやっぱり大事なのはアンカーボルトの方が、ちゃんと重量させられるかっていうところで
0:19:56	評価上は厳しいところが多いかなというところ、気により厳しく部材よりはアンカーボルトのほうの検定比が支配的になるかなというふうに考えてますんで。
0:20:08	一番複雑ツーナですね支持構造物についてはですね、イチルイ設備になりますけれども、焼結炉の
0:20:19	最新の配管がないというのが、すいません。窒素ガスの配管がないというものがございます。これ天井から映っているもので、ちょっと伴文書受け焼却焼結炉の
0:20:32	構造の一部みたいなものになってるんですけども、こちらについてはですね躯体そのものがものすごく大きいものになってますので、こちらについては
0:20:44	設備の耐震の附属書類ですね、の耐震計算結果のところ、計算結果を記載させていただいてます。こちらの方は部材がですね。
0:20:56	厳しい結果にはなりますけれども具材の結果で
0:21:00	数字が出ています。
0:21:03	はい。ちょっと定性的な話ですけども具体例ということでのご指摘でございましたのでちょっとその辺、
0:21:14	いくつかちょっとピックアップして、後、お示したいなというふうに考えてます。
0:21:20	以上でございます。
0:21:22	野村です。そうですねおっしゃったことわかります。やはり特に小口径なら多分サポートの鋼材が壊れることはまずなくて
0:21:33	一番きくのは後打ちアンカーが抜けるっていうことなのかなあとと思いますので、
0:21:39	詳細はおそらく計算はしてないのかもしれないですね鋼材が溶接構造とかですね、だったら多分いいのかなと思うんですけど。
0:21:50	例えば 12 類とかだと、重たい配管。
0:21:54	を押さえる場合もあるんでしょうからそういうところはちゃんと、
0:21:58	計算してくださいというなっていうかそうそういう計算が必要なレベルの、例を挙げてくださいということ。
0:22:06	ですね、そのぐらいかな、
0:22:08	やっぱり阿藤ちゃん家が一番気になるんどういいうアンカーを使いましたかぐらいの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:15	ことは書いて欲しいかなというところですね。
0:22:19	以上です。
0:22:22	峰孝カミムラでございます。承知いたしました。
0:22:25	例示の方ですね、準備させていただきたいと思います。以上です。
0:22:31	規制庁野々村ですはい。次の質問なんですけど、これはですね、別の話になるんですけど、
0:22:38	申請書の 2815、六、七ページに、
0:22:42	とですね、その裏の搬送する設備機器というのはの説明があるんですけどそれに対してその人への影響というのを整理されているんですけど、
0:22:54	ここに示されてるですね設備や機器ですねその搬送する設備機器が、今回申請するものの中ものの、
0:23:02	進まずべてのですね、設備期間っていうことを明確にして欲しいですね、というのは三菱で同じようなことをやっているんですよ。
0:23:12	三菱さんはもうあの人への影響がもうないものも全部書いてる。
0:23:17	ようなので、ちょっとその辺をですね明確にして欲しいんですねその本社がピックアップしたものが正しいかというそういうこと。
0:23:26	なんですけどね。そういうことを要するに、すべての
0:23:33	とですね、搬送設備。
0:23:35	どうかということを明確にさせていただきたいということです。いかがでしょうか。
0:23:42	原燃河野でございます。まずちょっと現状、何を記載しているかというところなんですけれども、現状この技術基準の 1 への人の安全の 1cc 影響があるもの。
0:23:53	というものを搬送設備というふうに定義しておりますので、まず 1 議事最初に書いてあるのは、重量が重くて、落下等をした時に 1 人の安全の影響が及ぼす可能性のあるものとしてそれに該当するもの、第 5 次設工認の申請範囲の中で、
0:24:09	そのようなものに該当するものはすべて表の中に記載してございます。
0:24:14	で、もう一つ、
0:24:17	重量が重いものを搬送はするんですけども、設備の構造とか配置の関係で、人への安全上、
0:24:24	の影響は及ぼさないと考えられるものについても、その次の表の中で、第 5 次設工認の中で対象とするものはすべて記載してございます。
0:24:34	ただし、搬送設備であっても、例えば燃料を 1 本だけ運ぶような人の安全に影響を及ぼすと考えられないものについては、ここでは挙げていないという整理としてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:45	もともとの技術基準の要求が1への安全、人の安全への著しい影響を及ぼすものということで定義されておりますのでそういう形で現状を記載してございますが、
0:24:55	その整理としてはそれで、
0:24:57	問題ないということによろしいですかね。その上で今回の第五条の中でこれらに該当するものはここに全部書いてますということを、申請書の中で明記するという形。
0:25:08	でよろしいかなと今考えているんですけども、いかがでしょうか。
0:25:13	規制庁の野村です。ちょっと今仙郷鏡すぐに見えないんですけどこれは強化これをピックアップして我々許可したっていう、そういうことでもいいんですかね。
0:25:24	或いは、設工認でや御社がピックアップしてるということで、何ですかね。
0:25:31	現行のでございます。
0:25:36	どっかの段階で、定点富士機工というのが安全機能を有する施設一覧に書いてあるものということで、人への安全、人の安全に著しい影響を及ぼすという意味では許可の段階で選定されております。
0:25:49	規制庁野村です。そうですか。了解したのでちょっと文章で明記してくださいということです。
0:25:57	よろしいですか。
0:25:59	はい。言語でございます承知いたしました。
0:26:03	規制庁ノムラです。次に行きます。次ですね3261ページからだく等ですね、先ほど配管だったんですが、このダクトですね、ダクトのですねこの耐震設計方法のですね、文面を読むと、御社、
0:26:19	座屈ですね増、許容座屈数モーメントで評価してる、これは妥当かなと思うんですけど、
0:26:28	それだけじゃなくて、ですね三菱さんなんかは引っ張りがもう、引張側の応力なんかも評価してるんですけど。
0:26:36	これですね御社は圧縮だけ見てるんですかねという質問で引張能力とかって見てるんですかね。
0:26:49	現年度カミムラでございます。基本的な座苦痛というところで、基本的に委託等の方にですね、かかる荷重というふうに考えたときにですね基本的には落等の
0:27:02	人の幽霊による曲げですね、によるモーメントが支配的だというふうに考えています。ですので基本的には座屈だけで良いというところがこれはJ-Rとかでも同じような考え方だと思っていますけれども。
0:27:25	今ですので強弱通モーメントだけで見ているというのが現状でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:32	規制庁の持田です。はい。はい。了解。これは、へえっとですね修正とかじゃなくて確認だけなんですわ他社さんが引っ張りも見ているようなので、
0:27:43	御社はどうなのかなということで私は工学的には座屈マークだけが支配的なのかなと思いますので
0:27:53	そうですねということですか。
0:27:56	えっとですね、じゃあ次に行きますね。次はですね 1086 ページや他のところにもあるんですけど、
0:28:03	資料表の外部衝撃の交通事項ですね、車なんですけどね。
0:28:08	御社の書き方は一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受ける恐れはないと書いてんですね。これ下、過去の既認可の、
0:28:19	申請書も公開であるんですけど、これですね、具体的にですね、どのぐらい離れているとかですね、どういう何か基準があるんですかね。
0:28:29	お願いします。
0:28:32	はい。原子燃料工業の浜でございます。
0:28:37	今のご質問に、
0:28:40	つきまして、この、
0:28:43	外部衝撃のですね交通事故に関する適合状況の説明というのがですね
0:28:49	2721 ページの、添付書類 2 の方でちょっと、
0:28:54	まとめてございます。
0:28:57	そこですね 1 個の当該ページの一番上の方の一重四角で囲っている。
0:29:04	ところが
0:29:06	こちらが事業許可申請書の記載の引用になります。ここではですね、
0:29:14	加工施設の南南川に一般の
0:29:19	長堂と書いてますけど、一般道路が走ってますということを書きおいてまして一般道路長堂と最も近接しているのが、第 2 加工棟で、
0:29:31	あるということを書きおいておいてあります。
0:29:34	ただし一番近いのが第 2 加工棟なんですけど、
0:29:38	そもそもこの道路がですね敷地境界に沿ってございまして走行中の車両はですね、
0:29:48	の速度成分のうち、加工施設に向かう成分はほとんどないと。
0:29:53	いうところで説明しております。これを踏まえまして
0:30:01	第 2 加工棟は前回申請分なんですけど、本を、今回の申請、
0:30:09	対象であります、第 1 廃棄物貯蔵棟、それから第 3 廃棄物貯蔵等の適合、
0:30:16	の説明。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:19	については一般道路から距離が離れているとちょっと具体的な何メートル以上といったようなことはありませんが、
0:30:27	書いてはいないんですが先ほどご説明させていただいた強化の考え方からいって
0:30:34	を踏まえまして一番、
0:30:40	道路と近接してる第2加工棟より
0:30:44	約2倍から3倍くらい一般道路からの距離、
0:30:48	取れているというところで
0:30:51	我々、
0:30:53	交通事故の影響がないと考えております。
0:30:57	いつも引用しておりますこの
0:30:59	宇野とW湾県の19と。
0:31:04	融通を、
0:31:06	見ていただいたらわかるように
0:31:08	まず走行中のを、
0:31:11	車両がその加工施設に向かう、
0:31:13	ここではないということと、
0:31:16	第2加工棟よりも、さらに
0:31:20	遠い、
0:31:21	通り、一般道路から、
0:31:25	離れて、奥まったところにあるというところでこういった評価をしております。ちょっと具体的な何メートル以上といったような基準は、
0:31:33	書いていないという状況でございます。以上です。
0:31:40	規制庁野村です。おっしゃりたいことはわかりましたで許可でこう書いてある。
0:31:47	ということでそうかなというところなんです
0:31:52	この場合はその距離と向き向きという加速速度のベクトルっていうか何か、
0:31:58	成分とかそういうことなんでしょうけど、ちょっとねここで、一般道路から距離が離れているっていうことだけ書いてるんで。
0:32:06	ちょっと文章的にはどうなのかなあとと思いますけどね。ちょっとこの辺は、考えてますそちらでも一応文面で回答お願いします。
0:32:18	よろしいですか。
0:32:20	原子燃料工業の大金でございます文書での回答ということで、廃止をいたしました
0:32:28	ご指摘の通りですね今ちょっと距離についてのみ書かれておりましたちょっと向きについては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:36	今日許可の引用はしてるんですけども、設工認申請書としてちょっと抜きに、
0:32:43	対する記載がちょっと十分かどうかってまた検討して、対応。
0:32:47	考えたいと思います。いずれにしても書面で回答させていただきたいと思います。以上です。
0:32:56	はい。
0:32:57	ちょっと、ちょっと待ってください。前は
0:33:43	わかりました。
0:33:46	すいません規制庁野村です。はい。次に行かしてもらいます。2792 ページなんですけどこれは単純に言葉の問題なんですけど。
0:33:56	分電盤と電気計装盤の違いは何ですかっていうのと、配線用遮断機と漏電遮断機これどう使い分けてるのかなっていうこと。
0:34:07	ですが、いかがでしょうか。漏電なんで、多分す。
0:34:13	行って帰ってくる電圧が大きく違うっていうことなんでしょうけど、何でこの機器には漏電遮断機とか、そういうのって何か基準があるんでしょうか。
0:34:27	山根高野でございます。
0:34:29	まず分電盤と電気計装盤の違いですけども、こちらの方は設備とかにつなぐ方で、設備の場合はその電源だけでなく、信号線等もつなぎますので、そういったものも繋がるということで、
0:34:43	各部屋とかにどんどん分配、電気を分配していくという文字どおり、そういうふうに電源ですね、動力線を分配していくというものについて分電盤というふうな表記をさせていただきます。
0:34:55	一方の電気計装盤なんですけども、こちらの方は設備とかにつなぐ方で、設備の場合はその電源だけでなく、信号線等もつなぎますので、そういったものも繋がるということで、
0:35:07	割と広義の意味を持つ、そういう盤ということで電気計装盤という形で使い分けておりまして、基本的には先ほど申しました通り建物のユーティリティーとしてのものは分電盤設備に繋がるものについては連系側というふうな書き方をさせていただきます。
0:35:22	次に配膳遮断機と漏電遮断機でございますが、配線遮断機は、いわゆる過電流遮断機と、ブレーカーと一般的に言われているものでして。
0:35:32	もう1とした時に、大きな電流が流れると、火災の発生防止するために自動的に遮断するというものでございます。これは火災発生防止の観点、技術基準としては火災発生の防止の観点でつけてるものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:44	漏電遮断機につきましては、先ほどおっしゃっていたように、漏電があった場合に、そういった電流出てくるテンジウの差を検知して、漏電を検知した時に遮断するというものです。
0:35:54	こちらについては被水の観点ですね、水をかぶったりするとそこで漏電しますので、そういった被水を検知する、被水した時に火災等を起こさないということで、水を扱う可能性があるような部位に設備について、
0:36:08	漏電遮断機をつけるということで、区別してございまして、回線遮断機はすべての電気機器につきまますけれども、漏電遮断機についてはその中で被水のそれらのものにつけるということで、許可の段階でそういう整理をして、それにならって設工認の中で設定してるものでございます。以上でございます。
0:36:26	傾聴ノムラです。はい。これに関しては非常に明確な回答をいただきましたので、一応文書でお願いしますということですね。
0:36:36	いやよろしいですかね。
0:36:38	現行のでございます周知いたしました文書にて回答させていただきます。はい。規制庁野村です。次有田さん、お願いできますか。
0:36:47	有田です。
0:36:48	ちょっとさっきの件確認ですけど配線用遮断機で漏電遮断機じゃこれ、もう全くその着。
0:36:55	原理と個別ボードっていうことでもいいんですかね。
0:37:00	現行のでございます原理が別物でございます。ただ漏電遮断機については、配線用遮断機も性能と能力としては兼ねたものになります。
0:37:11	わかりました。
0:37:15	私からの姿勢、技術確認ですかこれも後日、
0:37:20	表面で正式に回答いただければ構いません一つ目。
0:37:25	1948 ページにある、伴標榜分数字なんですが、
0:37:32	これの
0:37:34	構成機器の要するに貯水槽あると思うんですけどその設置場所について、図面の1だけじゃなくてちょっともう少し、
0:37:42	文字で具体的に説明を記載して欲しいなと思います。具体的に言いますと
0:37:48	兵庫法施行令ってのはその可搬消防本部の設置根拠に書いてると思うんですけどこの標榜法施行令を見ますと24 報第1号で、
0:38:01	動力ポンプの水源についても
0:38:05	防火対象設備から水源まで、
0:38:08	水平距離何メートルという規定がありますので、そういったものを踏まえて、書いていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:17	ちょっとあと三つなんで、全部まとめてお伝えしますね。二つ目が、
0:38:24	申請書の 690 ページパート 874 ページ画像天井クレーンの話で、
0:38:32	天井クレーンの落下防止ということで落下防止機構ってのは書いてると思うんですけどこれのちょっと、
0:38:40	具体的にどれ止めてるのかってのが読み取りにくいのでこれをお持ちで清詳しく申請書に記載するようにお願いします。
0:38:48	で、
0:38:49	もちろん図面を見さしてもらいますと
0:38:54	ガーダーの方は建物の壁と落下防止機構で走行レールを挟んで、
0:38:59	走行レールのルーターにストッパーをつけると。あとトロリの方は中林港だけで
0:39:07	横行レールを挟んでコールの両端にストッパーを設置してそれで落を防止するというふうに見えるんですが、
0:39:14	その認識は問題ないでしょうか。
0:39:18	三つ目ですわ。
0:39:20	1867 ページ 2813 ページ、共用の話で、使用施設と費用時非常用電源設備を共用するって話があったと思うんですけど。
0:39:33	この話で費用施設変わりなんかそのか他とか短絡とかいった不具合があった場合でも、その加工費側に安全性を
0:39:43	損なうようなことが起こらないのかっていうのは、
0:39:47	説明して申請書に記載するようにお願いします。
0:39:51	最後四つ目ですが 278384、あと 2291 ページ。
0:39:59	溢水時手動閉止分についてお話したんですが、これの説明見ますと、第 2 加工棟の着炊事手動閉止弁については、
0:40:10	あと緊急遮断もあります石堂へ閉止弁で緊急遮断については、労政検知が発報した場合に、手動閉するってということにはいつ使うのかというのが、
0:40:21	明確に書いているんですが、第 1 廃棄物貯蔵等についてはちょっとそういった明確な記載がなくて、これはどういった場合に掲示するとか、
0:40:32	例えば第二課コードにろう石事故発表した場合に
0:40:37	使うのかどうかその辺を具体的に説明して、必要な確認をお願いします。以上です。
0:40:47	原子燃料工業の井上でございます。
0:40:49	まず一つ目の干渉本部の件でございますけれど、
0:40:53	文章でということでしたけれど仕様表の、その他の構成機器の欄に、その文書を記載する。
0:41:04	という。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:05	ことよろしいでしょうか。
0:41:12	そうですね。
0:41:17	その書き方でも構いませんねはい。
0:41:23	設置位置の考え方について徘徊じゃないですか。
0:41:28	有田様のイメージとしては、どういう、どこら辺に記載するとかってあるでしょうか。
0:41:36	そう。どこにどこ。
0:41:41	多分その水系から何メートルってのが決まってると思うんでそれを何か本部が読める形で書いてくれればいいので、
0:41:49	費用表のその他功績が曇って見てもやり方でしょうし或いは本文の図面の、
0:41:56	配置図があったら、そこに何か補足みたいな感じ書き出すみたいな。
0:42:01	形でもいいですし、
0:42:05	わかりました。承知いたしました。勸奨ポンプでございますけれど、熊取事業所の場合は、
0:42:13	障防法で必須とされている、消火設備ではなくて加工事業の方で設置している設備ですのでそう、そういうものでございます。
0:42:24	それから、3点目の、
0:42:28	非常用電源設備等の共用で、使用施設側の不具合について、
0:42:34	ということでございますけれど。
0:42:36	使用施設側にも加工施設側と同じく、配線様笹木話。
0:42:43	説明いたします配線遮断器を設け、設けております。
0:42:46	配線用遮断機により、過負荷や短絡等の、過電流が流れた場合は遮断し、事によって、使用し、加工施設側に影響はない。
0:42:58	というようなことになります。その旨を申請書のほうに記載して、補正するよういたします。以上でございます。
0:43:09	あの懸念がオノでございます。2点目にいただいたクレーンに関するご質問ですけれども、こちらの構造に関するご理解の方は、ご理解いただいている通りで間違いございません。
0:43:20	その辺りの方をもう少しわかりやすいように、図面の方もちょっとこれから検討しますけれども場合によってポンチ絵等でわかりやすい図の方を追記する形にさせていただきたいと思います。以上です。
0:43:35	原子燃料工業フジワラでございます。一番の最後のご質問の件ですが、
0:43:41	第2加工棟の場合はですねいろいろな配管、あと種類ですね、つまみ浄水であったり、そういったものが流れているわけでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:53	建物自体も、多層階ですね、いろいろなところにいろいろな溢水元のようなものがありまして、
0:44:01	スズキ漏水検知器を設置しております。一方第1営業部長等はですね、単純構造の上ですね一種1回一周、
0:44:15	管理区域後が2種、
0:44:18	三階も2種という形です。
0:44:22	配管の方もですね浄水等、今ここにご質問あった冷却水だけでございまして、この冷却水自体はですね。
0:44:32	履修と一種を跨いでこれ焼却炉のですね二次系の冷却水になりますけど、一周西跨いでおります。
0:44:42	1種の方はですね
0:44:45	漏水検知器は、それからわからないというのもあってですね。
0:44:51	付けておりますが2種の方はですね。
0:44:56	取れるとですね、
0:44:59	外に出ていくようなものでございまして、さらにちょっとお伝え忘れましてけどこの冷却水自体はですね、運転時のみですね
0:45:12	回すようなものでございまして、流すようなものでございますので、もし守ればですね、わかる、作業者が、
0:45:21	わかるということですね。
0:45:25	今のところはですね一種のみにですね
0:45:32	次、漏水検知器を設置しているという状況でございます。
0:45:38	以上でございます。
0:45:40	えっとアリタですけど、
0:45:43	第1加工戸川の緊急遮断弁を使う、条件といいますかどれだけ使うかっていうのは一つとしてはその1種管理区域の、
0:45:54	焼却炉周辺で溢水、ロース減じか発報したので止めると。
0:46:00	あともう一方はその西側については建築はないですが漏れていけば、
0:46:05	見ればわかるのでまあ、実際今には、実際に目視で気づいたら、
0:46:11	止めに行くっていうそうそういうことでもいいですか。
0:46:15	はい今ご発言いただいたようなご理解の通りでございます。
0:46:21	はい。
0:46:22	終わりました。で、
0:46:26	もう1個可搬消防ポンプの話なんですが、
0:46:30	ポンプ自体はこれ、消防法施行令に基づいて、
0:46:35	何か入っている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:39	すいません。今仕様表見たら可搬消防ポンプのところに一応水槽の下に、
0:46:46	消防法施行令。
0:46:50	準拠って書いてると思うんですけど。
0:46:52	これは貯水槽の位置っていうのも消防法施行令の規定に基づいて決まってるわけではないんですか。
0:47:03	原子燃料工業の井上でございます。ほぼ、消防法施行。
0:47:09	法令に基づいておりますけれど、
0:47:13	少しちょっと異なるところがあるというところがございます。
0:47:20	確か 20 日、
0:47:26	すいません。ちょっと、一つ目が、
0:47:29	よろしく中です。
0:47:32	可搬消防ポンプを、
0:47:36	準拠して設置、消防法施行令に準拠して設置しますが、菅消防本部分を消防法からは、設置する義務がないということでございます。
0:47:47	以上でございます。
0:47:50	それで、うん。主、
0:47:55	消防法施行令に書いてあります距離についてはこの仕様表の中に記載するようにいたします。
0:48:02	以上でございます。
0:48:04	アリタですちょっと正式には紙で書いてもらえばいいんですけど、つまり、消防法上設置義務はないんですが一応、消防法上では任意でつけて、
0:48:17	付ける条件としては消防法施行令の設置基準といいますか、それに基づいているという、そういうことでいいですかね。
0:48:27	原子燃料工業の井上でございます。準拠。
0:48:30	して設置するということでございます。はい。以上でございます。本当ですわかりましたじゃ後日、石村課長お願いします。
0:48:46	規制庁ウツミ生徒規制庁からは、
0:48:50	本庁側特に他、
0:48:52	ありますか、ないですかね。
0:48:54	大丈夫ですか。どうぞ。すいません。内海です。規制庁内海ですけどもちょっと 1 点だけ私から追加で事実確認したいんですけども。
0:49:02	申請書の 33 ページ以降に書いてある公判申請の設備の、
0:49:08	ところなんですけど
0:49:09	現状の設備の 33 ページ以降の説明だと変更内容って特に現状記載されてませんけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:17	現時点の予定でいいんですけど例えばこれ、市野さんの。
0:49:24	等とかっていうのこれ、
0:49:26	今後の公判申請とかで、改造するとかっていう中予定という認識でよろしいんでしょうかこれって。
0:49:34	原子燃料工業のカキノキでございます。
0:49:37	えっとですね公判申請の方はですね一応、
0:49:40	まだ設計終わってございませんのでですねちょっと改造するか、
0:49:47	このままでいっかですねそういう変更区分とかですね詳細設計が終わらないとですね一応
0:49:53	お示し、
0:49:56	確実な形申請書のしてですねお示しするのは難しいかなと思ってですね今んところこういった記載になっているというところが、現状の整理でございます。以上です。
0:50:09	規制庁です現状は特に決まってないので了解です。
0:50:14	有田です。第一三共等々というのは、
0:50:18	現状今でもあるってことなんですかね新設じゃなくて。はい。原子燃料工業のカキノキでございます。第1山頂等ですね現状、
0:50:29	有馬でございます。うん。ただ、失礼しました。
0:50:35	改造なのか今のままで新基準。
0:50:39	対応、
0:50:40	が進んでいるのかちょっとこれから検討するっていう、
0:50:45	そうですね。補強とかですねあと比或いは建て替えとかですねそういったいろいろとA、
0:50:53	もし改造が必要であればですねそのあたりもございましてですね、そのあたりちょっと詳細設計が確定してからですね後半申請の段階で、
0:51:03	明確にさせていただきたいと、そういったところでございます。以上です。
0:51:15	規制庁内海です。ウェブ参加の規制庁側で他し、確認事項等ございますでしょうか。
0:51:25	オザワですけれども、音声聞こえてますか。
0:51:28	ウツミで大丈夫です聞こえております。
0:51:32	途中であれですねノムラーヨシムラの方からコメントの、
0:51:40	件なんですけれども。
0:51:42	配管だとか、ダクトの耐震設計について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:48	申請書の記載例本文記載状況を、上記記載について少し検討いただきたいんですけども、標準支持間隔標準支持間隔法に基づいてっていうところは理解はしているんですけども。
0:52:04	それに対して、
0:52:07	県検査、検査の他、何ですか、検査のタイミングになったときに、我々何を確認するかっていうと、その標準支持間隔以下であることをまず確認しに行くっていうことと、
0:52:20	支持構造物だとかが、その配管だとかダクトに含まれるっていうことも明確に本文記載になってますかっていうことで、それらに対する耐震評価も、
0:52:32	当然前提で、事業者、申請書上は記載はないかもしれないけれども、添付に若干評価の方法については記載ありますけれども、
0:52:43	事業者において耐震評価をきちんとやっているっていうことが前提になりますので、そこら辺も物によっては、検査で確認する評価をきちんとやられているかっていうところを前提条件としてですね。
0:52:57	確認済み行くっていうことがありえますので、そこら辺をきちんと記載するようにしていただきます。読み取れるような形ですね、ちょっとそこをまずどういうふうに記載するのかというのを検討してください。
0:53:11	まず1点私からは以上です。
0:53:16	原燃工カミムラでございますご指摘の点。承知いたしました。検査とかですねその辺でもちゃんと確認できるような形ですね、資料の方には記載をさせていただきますと思います。
0:53:29	以上でございます。
0:53:32	規制庁澤です。はい資料というか沼津新設工認の申請書上で記載してくださいということです。
0:53:41	その方、
0:53:43	下にですね。
0:53:47	どう。
0:53:49	それから申請書と、設工認、新設工認の申請書とその現地の設備状況の状況ということについてはですね、先週
0:54:02	現場でですね現地でね、
0:54:05	施工状況等を確認させていただいたところですけども、ちょっとその時のコメントだとかですね、その後の調査状況だとかというのは多分これからの、
0:54:17	口頭でシンカーの状況というか説明されると思いますので、事業者からの説明を受けてまたちょっと確認事項ありますので、確認したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:31	面談、面談というか今までのやりとりで確認したい、追加で確認したいことは以上ですので、
0:54:38	1回ここで切ります。
0:54:44	他規制庁Webさんアットマークノムラさんどうぞ。規制庁野村です先ほどの配管の話でですねちょっと今思いついたんですけど。
0:54:56	とですねダクトに関しては、弁とかダンパは集中治療として扱ってるということなんですけど、このC-SGではバルブとかですね後、どうなんだろう。何か集中してるよ。
0:55:09	こういうものってのはどうやって、どういう扱いになってるんですかね。
0:55:15	ゲンデンコウカミムラでございます。基本的にダクト等同じような扱いでですね集中質量とですね分布荷重の費用を使ってですね、
0:55:27	応力の方、長さの方を補正するような形になっています。こちらについてはですね。
0:55:33	資料の中でですと、
0:55:37	申請書ですね 3319 ページですね、の方に集中質量の考慮というところで、
0:55:47	一旦集中質量を考慮しないで、出てきた標準支持間隔に対して集中質量を考慮した場合の標準支持間隔の補正方法というのが記載されてございます。以上でございます。
0:56:01	野村です了解しましたこれは完璧に理解しました。
0:56:06	以上です。
0:56:11	規制庁土肥ですけどもほか、ウェブ参加の規制庁組で何かございますでしょうか。
0:56:17	仲野さん、ありますでしょうか大丈夫でしょうか。ありません。はい。有田さん、どうでしょうか。
0:56:25	私も特に追加はありません。了解です。それでは事業者から先週の1月7日の現地確認の際の面談の、
0:56:36	コメントの進捗状況等について、今から説明の方、
0:56:40	お願いいたします。
0:56:43	はい。原子燃料工業フジワラでございます。
0:56:46	まず確認の状況といたしましてはですね、設備の耐震設備自体、数がありますので、
0:56:56	ちょっと設備の耐震のところ以外についてはまだ継続してやっているとございまして、もう少しお時間いただきたいと思っております。ただそれ以外の部分についてはですねほぼ確認は終わっております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:11	問題になるようなところは、我々はないと思ってるんですが、先日もですねちょっとご相談といいますかお話をさせていただきました。
0:57:21	本来、保守でやるような部分ですね、従前ですね我々が
0:57:27	規制側とですね
0:57:32	一応ご相談といいますか
0:57:37	確認しながらやっていたようなものの中にはですね。
0:57:40	消防関係のですね、いう設備ですねこういったものを定期的に更新したり、当然消防側のチェック確認とかですね。
0:57:51	そういう認定を受けた業者の確認を受けて交換するようなものって当然ございますので、そういったものとかですね、あとインターロックの構造が変わらない形が変わらないようなもの。
0:58:04	一部の構成機器ですね、消耗品こういったものっていうのは今後も
0:58:10	ありますが、そういったものを、
0:58:12	がほとんどでございまして、こういったものを今後ですねちょっとご相談なんですけど、今後我々理事、一応、いろいろ
0:58:22	問題になり、なるかもしれないようなものっていうのは一応、こないだのご相談ではリスト化させていただくというようなお話をさせていただきましたけど。
0:58:31	従前、
0:58:32	からですね、
0:58:34	ここ保守でさせていただいたものまでは、
0:58:40	いいのかなと思ってるんですが代表例だけでも、とか書いた方がよろしいでしょうかという点とですね。
0:58:47	あと
0:58:48	二つ目ではですね
0:58:52	第1加工棟になるんですが、間瀬設計の中、施設工認の中ではですね、外部の扉とか、シャッターそういったものはすべて竜巻対策とかそういったもので、
0:59:07	交換とするとということで明記してるんですが、
0:59:10	内部の扉、扉手短。
0:59:14	とおっしゃったですね、ちょうど一部、設工認出して、第一課ごとの工事はほぼ終わってるんですが、一部、ちょっと。
0:59:25	おっしゃったの、動きが悪いものがありまして、モーターとかですね、あと
0:59:31	ジャバジャバの何ていうんですかね、あの部分ですね、ああいった物の動きを悪いのちょっと補修でこう、
0:59:38	実施しようという予定があるんですが、そういったものをですねちょっと今後、リスト化してご相談させていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:47	今のところ確認状況といたしましては、こういったところございまして、来週以降ですねには終わると思い、来週に終わると思いますので、きちっと整理して、
1:00:01	また提示させていただきたいと思います。今状況はそういったところございます。
1:00:09	規制庁ウツミですありがとうございます。すみませんちょっと1点だけ確認なんですけど、今のご説明だと設備の改造等の検索というか、
1:00:20	確認の話だった菅野金治の面談の際に例えば、
1:00:24	火災区画の貫通部の話なんかも出たかなと思ってるので、そこら辺っても、合わせて、
1:00:32	来週とか以降にお話できる状況っていうところなんでしょうか。
1:00:37	はい。
1:00:39	不フジワラでございます。次ご説明しようと思ってるんですがこの、
1:00:46	もう一つの点のあれですね火災区画の貫通部ですか。こちら。
1:00:51	についてはですね調査して、十分に確認しているところでございます。まずちょっと担当者の方で準備しておりましてまだちょっと書類の形には今なってない状況で、こちらについても来週。
1:01:06	以降ですね、準備したいと思っております。
1:01:13	慶長ウツミ線量IS。
1:01:16	と、それではですか。大沢さんどうぞ。はい。規制庁澤ですけれども、まずまずちゅうか、
1:01:24	報告ということですのできちんと全体点検していただいて、その結果を取りまとめていただいて、ご報告いただくという流れになると思いますので、
1:01:38	もう引き続き、調査等をしていただければと思います。
1:01:44	まず変更区分、
1:01:47	であったりとか、変更区分通りのその改造内容になっているのかどうかということでは会場については耐震関係がほとんどでしょ。数がほとんどでしょうから。
1:01:58	その調査を引き続きやってますという状況は鳥飼しましたので、引き続き、先週の金曜日の状況ですね。
1:02:09	変更区分であったりとかその改造内容に記載に少し誤り、適切でない、記載がありますよねってところは確認できてるところですので、
1:02:21	同じようなものがないかどうかというのを確認していただければ結構だと思いますので、今の内海からありましたけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:02:30	火災区域を貫通するだく等というところで、その貫通部について記載する必要があるのかないのかっていうところの、
1:02:41	考え方も含めてですね、きちんと前全体を把握していただいた上で、こちらも説明していただければ結構だと思います。
1:02:50	それと、
1:02:52	もう1点
1:02:56	ケーブルだとか、
1:02:59	ケーブルラックですか、そういうところについての、まず耐震上の
1:03:08	影響であったりとかですね、避難通路等への耐震上の波及的影響ですね、であったりとか、耐震等避難通路上にも存在しているというところで、
1:03:21	そちらへの影響の考慮考慮の状況だとかということもですね、整理していただいた上で、まずご説明の中で説明していただいた上で、必要に応じて、
1:03:33	申請書に反映するというふうにご考えてございますので、そちらの方も併せて、整理していただくようお願いします。
1:03:44	私の方からは以上でございますけれども何かありますでしょうか。
1:03:50	原子燃料工業フジワラでございます最後にご指摘ございましたケーブルの件もですね、同じようにですね、現在進めているところでございますので、
1:04:01	あわせて、今後ご報告させていただきたいと思っております。
1:04:06	以上です。
1:04:09	規制庁沢です。よろしく申し上げます。私からは以上です。
1:04:17	規制庁内海です。それでは、
1:04:21	本日の面談の方を終了したいと思いますけれども、
1:04:25	規制庁こちら本当か大丈夫ですね。はい。
1:04:30	別府さん下の方も特に何か追加はございませんねはい。
1:04:34	事業者から何かございますでしょうかなければ終わろうと思います。
1:04:40	4年工区の鳥居でございます。特にございません。
1:04:44	規制庁ウツミ実了解ですそれでは本日の面談の方を終了させていただきます。ありがとうございました。
1:04:51	ありがとうございました。
1:04:53	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。